

## 生徒心得（学校生活の約束）

校内校外を問わず、礼儀正しく挨拶し、節度ある言動がとれるのが西高中等部生です。次の約束を守り秩序ある学校生活を協力して営むとともに、個々の品位と良識を磨いていきましょう。

### 【服装・身なり】 服装・頭髪は時代の風潮に流されることなく、質素・清潔・端正を心がける。

- (1) 制服は、巻末の「制服ガイド」とおりとし、くずした着方をしない。標準服には、校章を襟につける。
- (2) 式典は標準服を着用する。
- (3) スカート着用時のソックスは、紺または黒のソックスとする。膝上、くるぶし丈など極端な丈のものは避ける。また、防寒用に黒のタイツ、黒のタイツと黒のショートソックスとの重ね着も認める。
- (4) 学校指定のベスト・セーターの着用を認める。
- (5) ボタンダウンシャツやセーラー服の下には無地の肌着やTシャツを着用する。
- (6) 通学用靴は、革靴もしくは運動靴とし、安全性を確保できるものとする。
- (7) 冬季においては、必要に応じて防寒着の着用を認めるが、別に定める防寒着についての約束を守る。
- (8) 化粧をしたり、指輪やピアス等のアクセサリをつけたりしない。
- (9) 特別な事由により、異装を必要とするときは、許可を受ける。
- (10) 休日など部活動のために登校する場合は、制服又は部活動で定めた服装を着用する。
- (11) 頭髪は、清潔であり、学習や運動に支障がない髪型とする。
- (12) 髪の毛や髪型、眉毛に対して意図的な加工をしない。
- (13) 前髪は目にかからない長さを保ち、髪の毛が肩につく場合は、適切に髪ゴムで束ねる。髪を編み込んだり、高い位置で束ねたりすることは加工とみなす。
- (14) 前髪が目にかかる場合は、ピンで留める。ゴムやピンは目立たない色・形のものを使用する。

### 【校内生活】 「時を守る・場を清める・礼を正す」に努める。

- (1) お互いの人格を尊重し、授業妨害や他人の嫌がる行動を決してとってはならない。
- (2) 8:10には着席し、読書を始める。また、登校後は校外へ出てはいけない。
- (3) 早退・欠課するときは、学級担任・授業担当者に届ける。
- (4) 不必要な金品は持ってこないようにする。また、金品の貸し借りをしない。通学定期券ややむを得ず持参した金品は、朝 SHR までに担任に貴重品として預ける。自分の持ち物には必要に応じて記名する。
- (5) 学校生活に必要なもの(不要物)は持ってこない。やむを得ず持参する場合は事前に申し出て許可を得、置き場所や管理に十分気を付ける。菓子・雑誌・電子端末・電子辞書・音源再生機の持ち込みは理由を問わず許可しない。
- (6) ナップサックに他との区別の目印として、派手でないキーホルダー類を一つつけることを認める。
- (7) 建物、器具、樹木などの公共物を大切に、生活環境の整備・美化に努める。破損した場合は、直ちに届け出る。
- (8) 教室、器具、薬品その他校有物を使用したいときは、管理責任者の教師の許可を受ける。
- (9) 拾得物や遺失物は、学級担任、または生徒課の係の先生へすぐに届け出る。
- (10) ベランダは、基本的に出ない。また、原則として他学級へ出入りしない。
- (11) 校内の自動販売機でのパンの購入は、登下校時のみとする。放課後に校内の自動販売機で購入した飲み物は校舎内に持ち込んだり、歩きながら飲んだりしない。下校終了時刻後は認めない。

## 【通学および交通安全】 **公共の場では、他の人の迷惑になるような行動は慎む。**

- (1) 徒歩、電車・バスで通学し、自転車や自家用車での登校は原則として許可しない。
- (2) 停留所や駅でバスや電車を待つときは、1～2列に整然と並んで静かに待つ。
- (3) 道路、電車内、バス内等の公共の場では、他の人の迷惑になる行為を慎む。
- (4) 東坂では、南側通行とし、白線内を気を付けて通行する。
- (5) 登下校中の飲食物の購入は「買い食い」として禁止する。
- (6) 原則として、通学鞆は学校指定のナップサックを使用する。入りきらない場合のみ、通学にふさわしい他の鞆の併用を認める。
- (7) 登下校途中に事故等で負傷やトラブルが生じた場合は、すぐに学校に連絡をする。

## 【携帯電話・スマートフォン】

- (1) 所持や使用方法については、家庭で十分に話し合い、学校生活への悪影響が及ばないよう注意する。
- (2) 所持者は知性と節度をもって使用し、周囲に迷惑をかけない。
- (3) 原則として携帯電話・スマートフォン類の学校への持ち込みを認めない。ただし、「携帯電話持参願」を提出し、生徒課の許可を得た者のみ持参を認める。その場合、次の点を必ず守ること。持参の約束に違反した時や校則に反する行為を行ったときは、許可を取り消す。
  - \*家で電源を切ってから持参し、担任に貴重品とともに預ける。
  - \*校地内での携帯電話の使用を禁止する。登下校中においても、申請した目的以外での使用は禁止する。
  - \*他の生徒のいる場所での使用、また公共マナーに反する使用をしない。
  - \*フィルタリングをかけるとともに、迷惑メール防止設定をする。

## 【願・届】

次のような場合は、保護者を通じて学級担任に報告してください。所定の用紙に記入し、提出してもらいます。

<報告しなければならない場合>

- ・欠席、遅刻、早退、欠課
- ・忌引き(日数は次のとおり)

①父母 7日以内      ②祖父母、兄弟姉妹 3日以内      ③曾祖父母、叔伯父母 1日以内

<届を提出しなければならない場合>

- ・住所、姓名、保護者等の変更
- ・学校感染症罹患
- ・公共物の破損
- ・海外旅行届(海外旅行計画書)
- ・長期欠席

<願を提出しなければならない場合>

- ・転校、退学
- ・休学、復学
- ・在学証明書等の発行
- ・旅行許可願(学割)の発行
- ・部活動の変更
- ・特別許可に関する願